改 正 案

現 行

第一条 (関行のとおり)

(育児休業の承認の請求手続)

の請求を行うことができる。いて育児休業をする場合には、次の任期の初日前においても承認う。) に引き続き任用されることが決定した者が、次の任期にお員の任期満了後、任命権者を同じくする職(以下「特定職」といとする。この場合において、非常勤職員であって、当該非常勤職条第一号二に掲げる場合にあっては、二週間)前までに行うもの号様式)により、育児休業を始めようとする日の一月(条例第二条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書(別記第一

2及び3 (現行のとおり)

次に掲げる場合とする。第三条 条例第二条の三第三号ロの特に必要と認められる場合は、(条例第二条の三第三号ロの特に必要と認められる場合)

る保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の一歳二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。) におけ七号)第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条人例第二条の三第三号口に規定する当該子について、保育所

無一条 (器)

(育児休業の承認の請求手続)

の請求を行うことができる。いて育児休業をする場合には、次の任期の初日前においても承認う。)に引き続き任用されることが決定した者が、次の任期にお員の任期満了後、任命権者を同じくする職(以下「特定職」といとする。この場合において、非常勤職員であって、当該非常勤職 条第一号へに掲げる場合にあっては、二週間)前までに行うもの号様式)により、育児休業を始めようとする日の一月(条例第二年表記の請求は、育児休業承認請求書(別記第一

22 (略)

汝に掲げる場合とする。第三条 条例第二条の三第三号ロの特に必要と認められる場合は、(条例第二条の三第三号ロの特に必要と認められる場合)

面その実施が行われない場合みを行っているが、当該子の一歳到達日後の期間について、当規定する保育所をいう。) における保育の実施を希望し、申込(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号) 第三十九条に一条例第二条の三第三号口に規定する当該子について、保育所

二 (現行のとおり) 到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(条例第二条の四第二号の特に必要と認められる場合)

とする。 歳到達日」とあるのは、「一歳六か月到達日」と読み替えるものめられる場合について準用する。この場合において、同条中「一第三条の二 前条の規定は、条例第二条の四第二号の特に必要と認

第四条から第十一条まで (現行のとおり)

別記第1号様式から第5号様式まで (現行のとおり)

に該当した場合 該子を養育する予定であった者が次に掲げる場合のいずれかであって当該子の一歳到達日後の期間について常態として当二 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者

イ 死亡した場合

を養育することが困難な状態になった場合ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子

ハ 当該子と同居しないこととなった場合

産する予定である場合又は産後八週間を経過しない場合ニ 大週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)以内に出

(整設)

第四条から第十一条まで (略)

別記第1号様式から第5号様式まで (略)